

## 保育提供体制の確保のための実施計画について

令和 6 年 12 月 20 日、こども家庭庁が「保育施策の新たな方向性」をとりまとめ、これからの保育政策については「量の拡大」から「質の向上」へ方向性を転換することが示された。

これを受け、令和 7 年 3 月 27 日付 こ成保第 247 号 こども家庭庁教育局保育政策課長通知にて、国が行う財政支援に関する新たな実施方針が示され、令和 8 年度以降は、補助事業の内、国が指定する事業（保育提供体制の確保のための財政支援の対象となる事業）については、国への申請に先立ち、子ども・子育て会議等で確認・承認を得ることが必要となった。

今般、国が指定する事業のうち、八尾市において実施する以下の事業について、令和 8 年度以降も継続実施するため、本会議に報告の上、確認をいただくもの。

- ① 保育士宿舍借り上げ支援事業
- ② 利用者支援事業（特定型）

項目	資料
(1) 保育提供体制の確保のための実施計画	資料 6-2
(2) 地域の課題に応じた保育提供体制確保のための対策	資料 6-3

**保育提供体制の確保のための実施計画(市区町村全域) 市区町村名: 八尾市**
**1. 令和7年度以降の保育需要と提供体制**

作成対象: 全市区町村

保育提供区域	複数区域	←プルダウン選択してください。複数区域を選択した場合は、様式1-2のシートをつけて提出してください。
保育提供区域の設定の考え方	地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件等を勘案し、4地域を教育・保育提供区域として設定。	

	年齢	令和7年4月1日	令和8年4月1日	令和9年4月1日	令和10年4月1日	令和11年4月1日
		実績	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数	見込み・計画数
就学前 ① 児童数	0歳児	1,556.	1,628.	1,602.	1,578.	1,557.
	1・2歳児	3,468.	3,428.	3,401.	3,338.	3,285.
	3歳以上児	5,926.	5,626.	5,397.	5,221.	5,181.
	合計	10,950.	10,682.	10,400.	10,137.	10,023.
（申 ② 保育込 ② 者 ズ ） 数	0歳児	386.	411.	408.	407.	406.
	1・2歳児	2,383.	2,308.	2,315.	2,296.	2,288.
	3歳以上児	4,034.	3,655.	3,541.	3,503.	3,521.
	合計	6,803.	6,374.	6,264.	6,206.	6,215.
（申 ② 込 ① ） 率	0歳児	24.8%	25.2%	25.5%	25.8%	26.1%
	1・2歳児	68.7%	67.3%	68.1%	68.8%	69.6%
	3歳以上児	68.1%	65.0%	65.6%	67.1%	68.0%
	合計	62.1%	59.7%	60.2%	61.2%	62.0%
（利 整 備 定 量 員 ） 数	0歳児	511.	536.	533.	533.	533.
	1・2歳児	2,400.	2,441.	2,477.	2,468.	2,468.
	3歳以上児	4,108.	4,026.	4,026.	4,026.	4,026.
	合計	7,019.	7,003.	7,036.	7,027.	7,027.
待 機 児 童 数	0歳児	0.	0.			
	1・2歳児	0.	0.			
	3歳以上児	0.	0.			
	合計	0.	0.			

## 「地域の課題に応じた保育提供体制の確保のための対策」について

### 1 財政支援の対象となる事業

- ① 保育士宿舍借り上げ支援事業
- ② 利用者支援事業（特定型）

### 2 保育の現状における課題と今後取り組むべき内容

#### ① 課題

- ・保護者の多様化する就労形態や就労時間の変化を踏まえ、教育・保育事業に対する保護者ニーズに対応していくことが求められている。
- ・保育ニーズの高まりに合わせて、保育士等の人材育成や確保、処遇改善や現場の負担軽減を図りつつ、入所を希望する子どもの受け入れ体制を整備していく必要がある。
- ・学びの連続性を踏まえ、幼保こ小の関係者が連携し、子どもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ることが必要である。
- ・多文化共生への対応や、障がい児保育支援体制の充実を進め、インクルーシブ保育の理念の浸透や制度の理解を深める必要がある。

#### ② 今後取り組むべき内容

- ・公民協働のもと、保育士確保・定着を図りつつ、既存の特定教育・保育施設の有効活用を基本とする対策を行い、入所枠の確保を進める。
- ・就学前教育・保育の質の向上に向け、公立園と私立園との連携・協力のもと、研究・研修の充実を図るとともに、園における虐待等や不適切保育の防止及び発生時の対応に取り組む。
- ・障がいのあるなしにかかわらず、多様な子どもたちが、ともに育ちあう環境づくりを進めるため、インクルーシブ保育の理念の浸透や制度の理解を図り、関係機関の連携強化や職員体制及び研修制度の充実を図ることにより、子ども一人ひとりに応じた就学前教育・保育の提供に取り組む。

### 3 財政支援を必要とする理由

#### ① 保育士宿舍借り上げ支援事業

安心安全で質の高い就学前教育・保育の継続的な提供を実施していくうえで、保育教諭の確保のための支援は必要不可欠であると考えため。

#### ② 利用者支援事業（特定型）

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、妊娠・出産・子育て支援の充実や相談体制の整備を充実するため、研修の実施や人員の確保が必要となるため。